

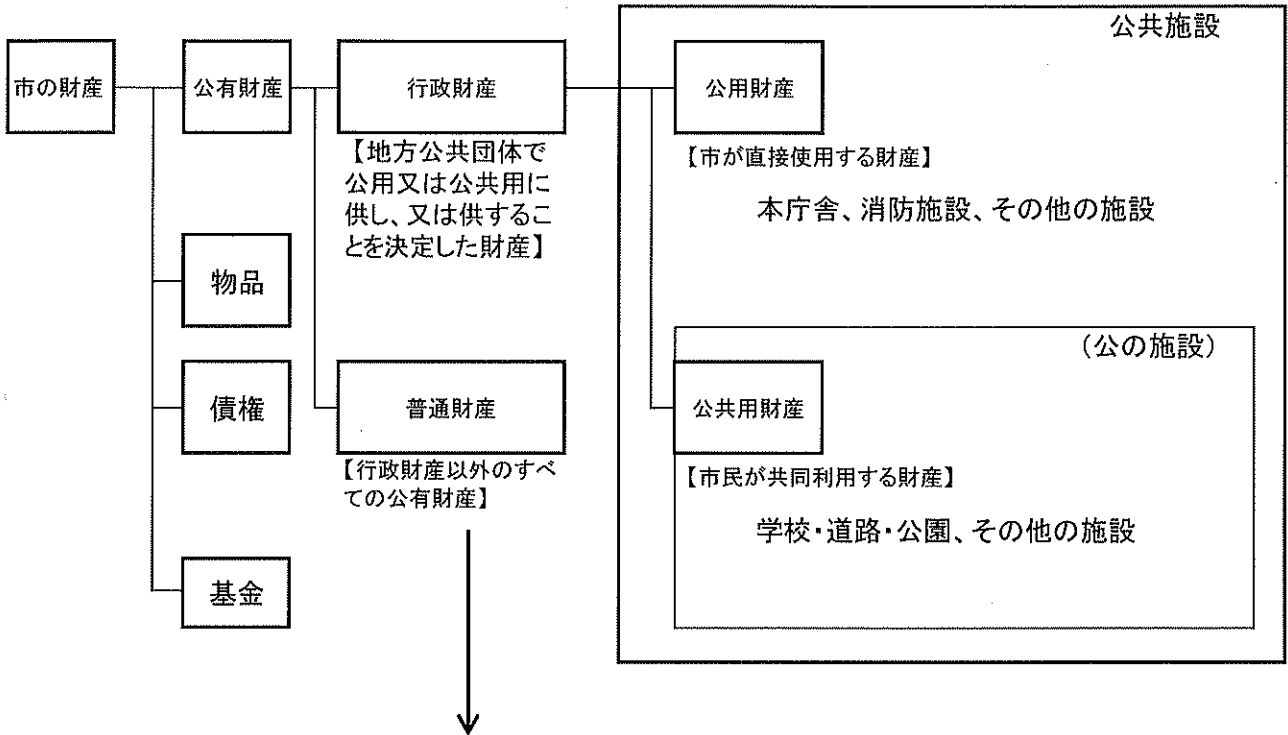
(1) 現状と課題整理

① 各施設等の課題

施設	土地	建物
グリーンドーム	普通財産 (資産経営課)	公共用財産 (貸館事業部分 9,248 m ²) 公用財産 (事務所等 8,233.04 m ²) 普通財産 (競輪事業部分 42,821.15 m ²)
グリーンドーム駐車場 1,700 台	普通財産 普通財産 (資産経営課) 前橋土木事務所	—
館林場外車券売場	館林市	普通財産
館林場外車券売場駐車場 2,800 台	私有地	—
利根西前売サービスセンター 580 台	普通財産 普通財産 (資産経営課) 私有地	普通財産 私有地
競輪選手宿舎兼市民研修所	普通財産 行政財産 (資産経営課) 私有地	普通財産

※ グリーンドーム前橋には、行政財産としての公共用財産 (メインイベントエリア、サブイベントエリア、会議室等)、公用財産 (事務室、保守員控室、多用室、銀行員控室等)、普通財産 (競輪車券発売施設、食堂、売店、競輪選手エリア等) が、混在している。

市の財産区分



競輪場などの公営競技場は、
地方公共団体の収益事業のための施設と位置付けられ、
普通財産となる。

①-1 館林場外車券売場



赤線 館林から約60 km 緑線 高速道路(一部抜粋)

館林場外車券売場は、昭和59年2月に開設されて以来、多くの競輪ファンに感動と興奮をお届けしてきた。平成11年6月には全面的にリニューアルされ、多くのファンを魅了している全国屈指の場外車券売場である。全国各地で開催されている競輪から選りすぐりのレースを場外発売する他、ナイター競輪、ガールズケイリンと多様なレースもお楽しみいただける。場内は166インチの大画面4台と約1,600人座れる席数で競輪が快適にご観覧いただける。また、サービス向上を目的として、食堂と売店を完備している。アクセスは東北自動車道館林インターチェンジに隣接している他、北関東自動車道や国道50号、上武国道等が近接した交通の要所・好立地であり、駐車場も61,269㎡の敷地を確保しており、約2,800台の駐車が可能である。また、商圈範囲をみても近くには競合する公営事業はなく、群馬県内のみならず、他県からのお客様も来場され、全国の場外車券売場の中でも屈指の売上を誇っている。

①—2 公営事業課の状況

・職員数

係名	職員数			嘱託員数
	職員数	再任用数	公社派遣	
課長	1			
管理係	4	1		1
施設係	4		1	1
事業係	5	2	2	16
労務係	3	1		10
合計	17	4	3	28

・事務分掌

管理係（6人）

- 1 前橋競輪の開催運営・開催日取りに関する事
- 2 課の歳入歳出予算の編成・補正・決算に関する事
- 3 歳出予算の執行に関する事
- 4 臨時場外車券売場の設置に関する事
- 5 前橋競輪関係団体に関する事
- 6 課内の調整・とりまとめ、他課との調整に関する事

施設係（6人）

- 1 グリーンドーム前橋・館林場外・選手宿舍・ドームパーキング（駐車場全般）施設の維持管理に関する事
- 2 土地及び施設（メインアリーナ・サブアリーナ・会議室を除く）の賃貸借に関する事
- 3 施設の大規模改修工事及び計画に関する事

事業係（25人）

- 1 競輪開催業務に関する事
- 2 関係団体との調整に関する事
- 3 競輪事業再生計画に関する事
- 4 施設（グリーンドーム）の貸出し業務に関する事

労務係（14人）

- 1 前橋競輪場の臨時従事員に関する事
- 2 館林場外車券売場の臨時従事員に関する事
- 3 館林場外車券売場の運営に関する事
- 4 競輪開催における未払金・時効金に関する事
- 5 場外開催における金庫収納金精算に関する事

- ※ 競輪開催に関する業務は、法律で JKA に委託する競技実施法人固有事務（自転車競技法施行規則第 4 条）及び施行者の固有事務（自転車競技法施行規則第 5 条）が決められている。

自転車競技法施行規則

（一括して委託しなければならない競輪の実施事務）

第 4 条 法第 3 条後段の経済産業省令で定める一括して委託しなければならない競輪の競技に関する事務は、次に掲げる事項に関する事務とする。

- 1 競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査に関すること。
- 2 発走、着順の判定、勝者の決定その他の競輪の審判及びその発表並びに出走する選手の紹介に関すること。
- 3 競輪に出場する選手のあっせんの依頼及び選手の競走別組み合わせの決定に関すること。
- 4 競輪に出場する選手の確定並びに競輪開催に係る選手及び自転車の管理に関すること。

（競輪施行者が競輪を開催するときの固有事務）

第 5 条 法 3 条第 3 号の経済産業省で定める事務は、次に掲げる事項に関する事務とする。

- 1 競輪の開催の日時、使用する競輪場（競輪場を借り入れて使用する場合は、その借用に関する契約の内容を含む。）並びに競走の種類、回数及び順序を決定すること。
- 2 使用する場外車券売場及び競輪を行なう競輪場以外の競輪場であって車券の発売等の用に供するもの（以下「場外車券売場」という。）の決定（場外車券売場等を借り入れて使用する場合は、その借用に関する契約の内容の決定を含む。）をすること。
- 3 車券の券面金額を決定し、及び車券を作成すること（競輪施行者の電子計算機と電気通信回線で接続された発券機で発券する事務を除く。）
- 4 払戻金の額を決定すること。
- 5 選手に対し賞金又は商品を支給する場合は、支給する賞金の額又は賞品の種類及びその支給の条件を決定すること。

①—3 従事員の状況

従事員年齢構成

H30.11.1 現在

	前橋			館林			合計	構成比
	投票所	自警	その他	投票所	自警	その他		
45～49歳	3	1	0	0	0	0	4	2.6
50～54歳	8	1	2	1	0	1	13	8.5
55～59歳	11	3	5	7	0	3	29	19.0
60～64歳	28	6	2	28	0	10	74	48.3
65歳以上	10	9	4	2	4	4	33	21.6
合計	60	20	13	38	4	18	153	100.0

前橋競輪臨時従事員就業要綱において、従事員の退職（雇い止め）は、本人の年齢が満65歳に達する年度の末日としている。

※ 従事員の約70%が60歳以上で、毎年退職者が出ている状況である。

近年、求職者は福利厚生を重視する傾向があり、新規募集をかけているが、退職者の補充がままならない。

在籍数推移

	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
	前橋	館林	前橋	館林	前橋	館林	前橋	館林
人数	93	60	67	55	56	45	46	34
合計	153		122(79.7%)		101(66.0%)		80(52.3%)	

現在いる再雇用者19人を再雇用しないとした場合で試算

※ 平成32年には66.0%、平成33年度には52.3%となる。